

# 宮崎県公報

平成19年12月26日 (水曜日) 号外 第 125 号

発 行 宮 崎 県印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

頁

### 教育委員会規則

○県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等

に関する規則等の一部を改正する規則………………1

## 教育委員会規則

一部を改正する規則をここに公布する。県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則等の

平成十九年十二月二十六日

宮崎県教育委員会委員長 江 籐 利 彦

#### 宮崎県教育委員会規則第十一号

## 等の一部を改正する規則県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則

一部改正)(県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の

うに改正する。則(昭和四十一年宮崎県教育委員会規則第一号)の一部を次のよ第一条、県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規

りる。 第二条第二十五号中「第八十二条の八」を「第百三十条」に改

。。 第五条第二十号中「第八十二条の八」を「第百三十条」に改め

改正)(県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部

改正する。 昭和五十四年宮崎県教育委員会規則第三号)の一部を次のように第二条 県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則(

第四条中「第七十一条」を「第七十二条」に改める。

(技能教育施設の指定等に関する細則の一部攻正)

委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。第三条 技能教育施設の指定等に関する細則(平成四年宮崎県教育

(県立高等学校管理運営関則の一部改正) 別記様式第一号中「第45秒の2」を「第55秒」に改める。

第四条 県立高等学校管理運営規則(平成十四年宮崎県教育委員会

第十六条中「第六十三条」を「第九十五条」に改める。規則第八号)の一部を次のように改正する。

条の四一を「第二十五条」に改める。第二十六条中「第十二条の三」を「第二十四条」に、「第十二

第九十八条を吹のように改める。

(四口評角)

況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。第九十八条 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状

適切な項目を設定して行うものとする。2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、その実情に応じ、2

第九十八条の次に次の二条を加える。

(学校関係者評価)

するよう努めるものとする。 当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者(第九十八条の二 校長は、前条第一項の規定による評価の結果を

(既和)

教育委員会に報告するものとする。 結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、県第九十八条の三 校長は、第九十八条第一項の規定による評価の

る。 第百八条中「第十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改め

(県立特別支援学校管理運営規則の一部改正)

員会規則第九号)の一部を次のように改正する。第五条 県立特別支援学校管理運営規則(平成十四年宮崎県教育委

第二十六条、第七十二条及び第七十三条一に改める。第十六条中「第七十一条、第七十一条の二及び第八十条」を「

条の四」を「第二十五条」に改める。第二十五条中「第十二条の三」を「第二十四条」に、「第十二

第九十六条を次のように改める。

(四口評)

況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。第九十六条 校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状

2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、その実情に応じ、

第九十六条の次に次の二条を加える。適切な項目を設定して行うものとする。

(学校関係者評価)

するよう努めるものとする。当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者(第九十六条の二 校長は、前条第一項の規定による評価の結果を

(報刊)

教育委員会に報告するものとする。結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、県第九十六条の三 校長は、第九十六条第一項の規定による評価の

る。第百六条中「第十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改め

(県立中等教育学校管理運営規則の一部牧正)

員会規則第十号)の一部を次のように改正する。第六条 県立中等教育学校管理運営規則(平成十四年宮崎県教育委

第二十五条中「第十二条の三」を「第二十四条」に、「第十二

条の四」を「第二十五条」に改める。

第九十五条を次のように改める。

(四口計用)

況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。第九十五条 核長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状

適切な項目を設定して行うものとする。2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、その実情に応じ、

第九十五条の次に次の二条を加える。

(学校関係者評価)

するよう努めるものとする。当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者(第九十五条の二 校長は、前条第一項の規定による評価の結果を

(禁犯)

教育委員会に報告するものとする。 結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、県第九十五条の三 校長は、第九十五条第一項の規定による評価の

る。第百五条中「第十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改め

(県立中学校管理運営規則の一部改正)

則第二十号)の一部を次のように改正する。第七条 県立中学校管理運営規則(平成十八年宮崎県教育委員会規

第二十四条中「第十二条の三」を「第二十四条」に、「第十二第四条第三項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

条の四」を「第二十五条」に改める。

第八十五条を次のように改める。

(四口)計用)

況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。第八十五条 核長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状

適切な項目を設定して行うものとする。2 前項の評価を行うに当たっては、校長は、その実情に応じ、

第八十五条の次に次の二条を加える。

(学校関係者評価)

するよう努めるものとする。当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者(第八十五条の二 校長は、前条第一項の規定による評価の結果を

(既和)

教育委員会に報告するものとする。 結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、県第八十五条の三 核長は、第八十五条第一項の規定による評価の

める。第九十五条中「第十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改

器 三

この規則は、公布の日から施行する。